

二本松市災害対策本部情報 (第6号・H23.4.25 発行)

東日本大震災による災害対策の概要について

4月21日、市議会臨時会を開催し、市の災害対策に必要な予算の補正等を行いましたので、その概要をお知らせします。
事業の詳細は、各担当までお問い合わせください。

社会福祉関連事業

二本松市災害見舞金・被災者生活再建支援金・災害援護資金については、広報5月号2ページをご覧ください。

問い合わせ...福祉課社会福祉係 0243-55-5111

住宅復旧資金の助成等

住宅復旧資金助成

地震により被災した住宅の復旧に要する資金を助成します。

助成対象：復旧に要した費用が20万円以上の工事
助成率：助成対象工事費の10%(限度額20万円)

問い合わせ...建築住宅課住宅係 0243-55-5133

農林業の被害対策

農家経営安定資金(原発事故対策緊急支援資金)(県事業)

原発事故により被害を受けた農業者等を対象に、営農資金の確保および円滑な資金繰りを助けるために融通します。

貸付限度額：個人300万円、法人・団体500万円

取扱金融機関：県内各農協

農家経営安定資金信用保証手数料助成

上記資金の借りに係る福島県農業信用基金の保証手数料(融資額の0.29%)を助成します。(審査あり。原則無担保、無保証人。)

農家経営基盤強化資金(スーパーL資金)利子補給

農業法人等の営農資金借入枠を確保します。

新規融資枠：1億5千万円

利子助成：借入金残高に年0.3%を乗じた額(初年度から5年間)

問い合わせ...農政課農産振興係 0243-55-5117

商工業支援対策

相談窓口の開設

市商工課、二本松商工会議所、あだたら商工会および市内各金融機関に相談窓口を開設しています。

市制度資金の緊急特例措置としての利子補給補助の実施

対象とする市制度資金：中小企業経営合理化資金、緊急経済対策資金、無担保無保証融資制度資金

利子補給補助の内容：既借入分および新規借入分(年利2.0~2.4%)について、年利1%分を補助

商工会議所、商工会を窓口とする日本政策融資公庫国民生活貸付に利子補給補助の実施

対象とする資金：マル経資金(特に必要と認める場合は一般貸付も対象)

利子補給補助の内容：新規貸付のみ、償還利息の1/2相当額(貸付利率2%超の一般貸付については1%相当を限度)

利子補給の期間：平成23年4月以降の借入分について、借入時から平成24年3月償還分まで

福島県の災害関係融資制度の斡旋

・災害関係信用保証枠の特例(無担保8,000万円を含む補償限度額2億8,000万円)

・福島県震災対策特別資金(融資限度8,000万円、貸付利率1.5~1.7%)

問い合わせ...商工課商工振興係 0243-55-5120

緊急雇用対策

市独自緊急雇用対策の拡充(臨時職員の雇用)

ハローワーク二本松との連携による雇用関係制度の斡旋・紹介

・雇用調整助成金の運用特例と、雇用保険失業給付の特例

・求人情報(一般用・避難者用)の掲示および配布

問い合わせ...商工課商工振興係 0243-55-5120

就学支援対策

教科書、学用品の給与

教科書、準教科書およびその他教材等については、無償で支給します。(平成23年度分については、4月6日に配付済)

その他学用品等については、被災児童生徒1人につき10,000円を限度に支給します。

就学援助

震災による被害で、新たに経済的理由により就学が困難となった児童生徒が要保護および準要保護児童生徒の認定(市教育委員会が学校長および民生委員の意見を聴取して決定)を受けた場合、医療費、学校給食費および学用品費等の援助をします。

問い合わせ...学校教育課管理係 0243-55-5151

市税の減免等

市税の期限延長・減免(予定)等

市民税および国民健康保険税の申告期限を市長が別に定める日(=国税庁告示で定める日)まで延長します。

被災した納税義務者に対する平成22年度分の個人の市民税で給与からの特別徴収については、市長が別に定める日まで納期限の延長を行います。(詳細は特別徴収義務者に通知します。)

平成23年度の納期を、次のとおり変更します。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
個人市民税(普通徴収)	6/16~8/1	8/1~9/30	10/1~11/30	例年どおり1月
固定資産税	6/16~6/30	8/1~8/31	例年どおり12月	例年どおり2月

- ・個人市民税(普通徴収) 1期から3期までを1カ月延長します。
- ・固定資産税 1期および2期を1カ月延長します。

平成23年度市税の減免(予定)

個人市民税...住宅の被災状況および収入の減少額に応じて減免します。

法人市民税...震災に起因して事業の廃止、休業した場合は、廃止時期、休業期間等に応じて均等割を減免します。

固定資産税...資産の被災状況に応じて減免します。

軽自動車税...震災により車両が滅失した場合には申請により課税を保留し、次年度で課税を取り消します。

入湯税...旅館に避難している方に対する入湯税を免除します。

国民健康保険税...震災による収入の減や資産に被害があった方で、個人市民税または固定資産税の減免があった場合には、国民健康保険税の所得割または資産割を減免します。

市税の減免については、法律の改正を受けて詳細を決定後、広報等でお知らせします。

問い合わせ...税務課 0243-55-5085・5086

徴収猶予

震災によって被害を受けたために市税を納付することができない方は、申請により1年以内の範囲で徴収猶予を受けることができます。

問い合わせ...収納課 0243-55-5087・5088

保育所保育料・幼稚園保育料の軽減

市立保育所

東日本大震災により市民税の課税額が減免された世帯に対し、「二本松市児童福祉施設入所負担金等徴収規則」の保育所負担金徴収額表の階層区分変更により保育料を軽減します。

市立幼稚園

対象者：東日本大震災により市民税の課税額が減免された世帯
減免額：基準減免保育料年額2万円に市民税の減免の割合を乗じて得た額

私立幼稚園

震災により市民税の課税額が減免された世帯で「二本松市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に定める補助対象者の世帯区分に該当することとなった場合には、保育料を補助します。

問い合わせ...子育て支援課保育所幼稚園係 0243-55-5112

介護保険料の減免等

介護保険料の徴収猶予または減免、利用者負担額の減免

介護保険料の徴収猶予または減免

震災に起因して、所有する財産に多大な損害がある場合、事業等における著しい損失がある場合等に、補償、補填等を差し引いた後の額に応じて徴収を猶予または減免します。

介護保険利用者負担額の減免

震災に起因して、所有する財産に多大な損害がある場合、事業等における著しい損失がある場合等に、補償、補填等を差し引いた後の額に応じて利用者負担額を減免します。

虚弱高齢者の短期入所費用の免除
家屋の被災または自主避難のため、虚弱高齢者が養護老人ホームに短期入所(ショートステイ)する場合は、入所者負担額を免除します。

問い合わせ...高齢福祉課介護保険係 0243-55-5115

国民健康保険被保険者一部負担金の徴収猶予・減免
本紙第4号に掲載したとおりです。要件等詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ...国保年金課国保年金係 0243-55-5106

国民年金保険料の減免(厚生労働省・日本年金機構)
保険料の免除
震災により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方等については、本人申請に基づき、国民年金保険料を全額免除します。

口座振替停止手続
被災により今後の保険料納付が困難な方については、口座振替の

停止手続をします。

問い合わせ...国保年金課国保年金係 0243-55-5106

水道料金の減免
4月分として徴収する水道料金のうち、震災により断水となった区域の水道利用者の準備料金(安達・東和はメーター使用料および基本料金)を2分の1に減免します。

断水区域: 上水道二本松(塩沢、岳下、杉田、石井地区の一部)
上水道安達(全域) 岳簡易水道(岳温泉一丁目の一部) 安達簡易水道(全域) 岩代簡易水道(全域) 東和簡易水道(全域)

問い合わせ...水道課水道管理係 0243-55-5135

公共施設等の災害復旧について
道路・河川・公園等の土木施設、農地・農林業関係施設、文教施設等の災害復旧のうち特に急を要するものについては、平成22年度または平成23年度の予備費で対応しました。

また、国庫負担(補助)対象となるものについては、急を要するものを除き災害査定後に施工します。

環境放射線量測定結果の推移 単位: $\mu\text{sv/h}$ (マイクロシーベルト/時間)

地点	4月22日	4月18日	4月13日	4月8日	4月3日	3月29日	3月24日	3月19日
	9:00~11:30	9:10~11:30	9:10~11:40	9:00~11:10	9:00~12:00	9:00~11:40	9:40~11:30	10:15~14:00
二本松市役所	1.94	1.98	1.90	2.14	3.15	3.41	5.43	7.02
二本松住民センター	1.36	1.75	1.56	1.84	2.15	3.21	5.32	5.85
塩沢住民センター	1.22	1.19	1.42	1.53	2.25	2.88	3.69	5.80
岳下住民センター	1.59	1.99	1.97	2.29	2.65	4.36	7.03	7.70
杉田住民センター	1.53	1.63	1.70	1.83	2.25	3.10	5.71	6.35
石井住民センター	2.00	2.27	1.94	2.45	2.45	4.30	5.66	5.94
大平住民センター	2.00	2.01	1.93	2.51	3.21	3.64	4.50	5.50
岳温泉一丁目地内	0.37	0.32	0.34	0.42	0.49	0.52	0.80	1.50
安達支所	0.84	1.02	0.91	1.09	1.38	1.54	2.73	3.88
渋川住民センター	1.48	1.79	1.75	1.73	2.18	2.91	4.77	5.00
上川崎住民センター	1.29	1.35	1.32	1.50	2.03	2.59	3.38	4.60
下川崎住民センター	1.57	1.64	1.54	1.65	2.72	3.19	4.19	5.55
岩代支所	2.22	1.94	2.34	2.30	2.83	3.70	5.11	5.85
新殿住民センター	1.33	1.15	1.42	1.33	1.77	2.20	3.37	3.77
旭住民センター	0.98	0.99	1.05	1.08	1.40	1.80	2.20	2.27
田沢集会所	0.99	0.84	1.05	1.05	1.44	1.75	2.64	2.07
東和支所	1.50	1.55	1.88	1.78	2.40	3.05	3.93	3.30
木幡住民センター	1.75	1.74	2.08	2.14	3.15	3.80	4.75	4.80
太田住民センター	1.97	1.75	2.31	2.49	3.05	4.20	4.61	5.49
戸沢住民センター	1.73	1.64	2.03	1.84	2.65	3.50	4.90	4.85

測定はサーベイメーターを使用(3/21から測定器を米国RAESystems社製品に変更しました)
念のため外出時は、マスク、帽子、できればメガネも着用するようにしましょう。また、雨などには直接当たらないようにしましょう。テレビやラジオなどの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

市内の放射線量に関する最新の情報は、随時市のホームページ(PC版および携帯電話版)に掲載しますのでご確認ください。また、各支所・住民センターでも確認できます。

東日本大震災義援金配分のお知らせ
日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団を通じ寄せられた義援金の配分申請書の受付をします。

申請方法: 次のいずれかに該当する方。
死亡者・行方不明者 1人当たり35万円 住宅全壊(焼) 1戸当たり35万円 住宅半壊(焼) 1戸当たり18万円 原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯: 1世帯当たり35万円

申請方法: 福祉課または各支所地域振興課で申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。

配分方法等詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ・申請先...福祉課社会福祉係 0243-55-5111

東日本大震災に伴う被災住宅相談窓口を設置
市内を対象とした被災住宅に対する相談窓口を設置しました。

受付期間: 4月25日~5月31日(平日のみ) 9:00~16:00
相談内容は、受付集約後、県または県が依頼する建築関係団体に所属する建築士が回答することとし、必要に応じて、当該建築士が現地調査を行います。

問い合わせ・相談窓口...建築住宅課住宅係 0243-55-5133

住宅被害調査希望者受付の終了について
震災により大規模半壊等の被害を受けた住宅の危険度判定調査希望者受付は終了いたしました。

問い合わせ...建築住宅課住宅係 0243-55-5133

東日本大震災無料電話法律相談
福島県弁護士会は、被災された方に対する法的支援のため、被災者を対象とする無料法律相談を実施しています。

受付時間: 平日 14:00~16:00 024-534-1211

飲料水(水道水)の放射性物質モニタリング検査結果の推移 単位: Bq(ベクレル)/kg

水道事業名	二本松上水道事業		岳簡易水道事業		安達簡易水道事業		岩代簡易水道事業		摺上川ダム(安達・東和)		
	採水場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム
採水場所	農村婦人の家			岳温泉観光協会		吉倉高齢者能力活用センター		岩代図書館		すりかみ浄水場	
採水月日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	31	不検出	不検出	不検出	7.4	不検出
3月29日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	30.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月6日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	9.4	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月12日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	10.9	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
4月18日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

1 東和簡易水道事業は、3月26日よりすべて「摺上川ダムの浄水」による配水に切替えております。
2 岳簡易水道事業は、4月8日までは岳温泉郵便局で採水。4月10日からは岳温泉観光協会で採水。
原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標(飲料水の場合)」・放射性ヨウ素: 300Bq/kg(乳児100Bq/kg)・放射性セシウム: 200Bq/kg

問い合わせ...水道課水道業務係 0243-55-5137



左のQRコードから携帯電話版ホームページへアクセスできます。
機種によってはアクセスできないこともあります。

災害全般に関する問合せ・相談窓口 / 二本松市災害対策本部総務係 0243-55-5102
編集と発行 / 二本松市災害対策本部広報班 0243-22-1580・1581・1583
〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1
市HP <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>
携帯版 <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/mobile/index.html>